

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口市営植物取引センター
設置目的	植木及び花きの生産及び流通の円滑化並びにこれらの取引の適正化を促進するとともに、植木、苗木、鉢物、造園等の特産農業の振興を図ることを目的とする。
所在地	川口市大字安行領家1100番地
構造規模	施設規模 敷地面積 14,496㎡ 主な施設 1 屋内売場 鉄骨造平屋建 面積 1,680.30㎡ 2 卸売事務所 鉄骨造2階建 延床面積 229.37㎡ 3 管理事務所(事務室等) 鉄骨造2階建 延床面積 291.60㎡ 4 場外植木取引場 面積 4,699.00㎡ 5 日本庭園 面積 1,600.00㎡ 6 車庫等 面積 142.66㎡ 7 駐車場 面積 3,178.10㎡ ①東側駐車場 2,226.20㎡ 駐車台数85台 ②西側駐車場 951.90㎡ 駐車台数33台
所管課	経済部農政課
2 募集概要	
募集要旨 〔導入目的〕	指定管理による施設運営を実施することにより、施設の効果的・効率的な管理運営を行い、市民サービスの向上及び経費の節減等を図るため。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間) 3期目
選定種別	非公募 ※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること 本施設は、植木及び花きの生産及び流通の円滑化並びにこれらの取引の適正化を促進するとともに、植木、苗木、鉢物、造園等の特産農業の振興を図ることを目的に設立され、平成24年より指定管理者制度を導入しており、導入時から現在に至るまで、公益財団法人川口緑化センターが管理運営を担っている。 本施設の設置目的は、隣接する川口緑化センターの設置目的と類似しており、川口緑化センターの指定管理者と同一の民間事業者等とすることにより、特産農業の振興を図るための事業等について、より効果的に実施されることが多いに期待できるため非公募とする結論に至った。
指定管理料 利用料金	【年額】 22,025,000円～23,446,000円 無し

指定管理者候補者選定基本調書

3 経済部専門委員会における選定結果

第一位指定管理者候補者		
名称	公益財団法人川口緑化センター	
代表団体		
所在地	川口市大字安行領家844番地の2	
代表者	理事長 瀧川 聡史	
主な業種	サービス業(緑化産業の振興及び施設管理)	
法人の目的	植木・花と造園の特産農業の振興、豊かな自然環境の保全及び緑化振興事業の促進を図り、もって伝統ある「植木の里」の健全なる育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。	
法人の事業	緑化産業の振興及び施設管理	
役員の状況	理事14人、監事2人	
専門委員会における 審査点数	第一次審査	第二次審査
	3.8	

選 定 理 由	
<p>経済部指定管理者候補者選定専門委員会において、法人が植物取引センターの平成24年から指定管理者として施設の管理運営及び農業・緑化産業団体等との間で構築してきた信頼関係等を築いてきたことを評価した。</p> <p>法人の財務についても、借入金が無い健全な経営を行っており、指定管理に重要な指定管理業務の遂行の継続性について問題ないと委員からの意見があった。</p> <p>今後も、施設の設置目的である、植木及び花きの生産及び流通の円滑化並びにこれらの取引の適正化を促進するとともに、植木、苗木、鉢物、造園等の特産農業の振興に寄与できると評価した。モニタリングにおいても、施設の利用者からの評価が高く今後も期待できるとの意見であった。</p> <p>また、隣接する川口緑化センターと同一の法人が管理運営業務を行うことが、経費の削減、効率的な使用など利点が多いことも評価した。</p> <p>以上のことを総合的に判断し、公益財団法人川口緑化センターを指定管理者候補者とする事に出席委員全員が賛成し、当該法人の選定に至った。</p>	
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等	
<p>川口市営植物取引センターの指定管理者候補者の選定については、所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているものとの判断を行った。</p>	

川口市経済部指定管理者候補者選定基準

1 基本方針

指定管理者には効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、指定管理者の選定に当たっては、提案される事業計画の内容や利用者へのサービス提供の内容などの管理運営能力やノウハウを総合的に評価を行う。

2 審査書類

審査は経済部指定管理者候補者選定専門委員会（以降、「専門委員会」という。）に提出された事業計画書、収支計画その他関係書類に基づき行う。

3 審査方法

川口市指定管理者制度運用指針に基づき指定管理者候補者の選定にあたっては、専門委員会において、「公募の実施の有無に関わらず、事業者等から提出を受けた事業計画書等の書類を、手続条例第4条の選定基準を具体化した評価項目によって審査し、これに最も適合していると認められているものを総合的に判断し、指定管理者の候補者を選定する」ものとしていることから、以下のとおり審査を行う。

(1) 審査基準

- ア 公の施設を利用しようとするものの平等な利用が確保されるものであるか
- イ 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮されるものであるか
- ウ 事業計画の内容に沿った管理を安定して行う人的及び物的な能力を有するものであるか
- エ 収支計画の内容が、公の施設の管理経費の削減が図られるものであるか
- オ その他

(2) 評価基準（5段階評価にて行う）

- 5：優れている
- 4：やや優れている
- 3：普通（基準値）
- 2：やや劣っている
- 1：劣っている

(3) 審査の流れ

選定専門委員会の各委員が関係書類を5段階の評価基準で審査を行う。

(ア) 選定専門委員が審査項目について点数化を行う。

(イ) 選定専門委員の合計得点(平均点)から指定管理者候補者の妥当性について審査を行う。

川口市経済部指定管理者候補者選定専門委員会 審査結果

公の施設名 川口市営植物取引センター

団体名 公益財団法人川口緑化センター

※平均：小数点第2位四捨五入

審査基準		審査項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	合計	平均
ア	公の施設を利用しようとするものの平等な利用が確保されるものであるか	管理運営方針は公の施設として適切であるか	3	4	4	5	16	4.0
		施設の利用者の公平性が確保されているか	3	4	4	5	16	4.0
イ	事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮されるものであるか	施設の設置目的を的確に把握しているか	4	3	4	5	16	4.0
		施設の利用促進が図れる提案であるか	3	3	4	4	14	3.5
		事業の提案は効果的であるか	3	3	3	4	13	3.3
ウ	事業計画の内容に沿った管理を安定して行う人的及び物的な能力を有するものであるか	人員配置計画及びローテーションは適切であるか	4	4	3	3	14	3.5
		職員研修計画は適切であるか	4	5	3	3	15	3.8
		専門的な資格、技術等を有する人材を有しているか	3	5	3	5	16	4.0
		業務の一部委託は適切であるか	3	5	3	5	16	4.0
		危機管理対応は適切であるか	4	5	4	4	17	4.3
		災害計画が適切に運用できる計画であるか	3	5	3	3	14	3.5
		日常の警備計画は適正であるか	4	5	3	3	15	3.8
		個人情報保護や情報公開の取扱いは適切であるか	3	5	4	5	17	4.3
		再委託業者との連携が取れる計画となっているか	3	5	4	4	16	4.0
		財務状況が示す団体の経営状況は適正であるか	3	4	4	5	16	4.0
エ	収支計画の内容が、公の施設の管理経費の削減が図られるものであるか	設備の保守点検、施設の清掃等の維持管理業務は適正な内容であるか	3	5	3	4	15	3.8
		指定管理期間中における収支計画は適正であるか	3	4	4	3	14	3.5
オ	その他	苦情・要望等に対する連絡体制、対応方法が明確であるか	4	4	3	5	16	4.0
		周辺施設、関係団体等との連携を構築できる計画であるか	3	3	4	5	15	3.8
		より多くの利用を図るために行う広報・PR活動は計画されているか	3	2	3	4	12	3.0
計			66	83	70	84	303	75.8
平均			3.3	4.2	3.5	4.2	15.2	3.8

採点基準

5点 優れている 4点 やや優れている 3点 普通
2点 やや劣っている 1点 劣っている